**安全衛生推進者・衛生推進者の職務**

（※衛生推進者については、衛生に係る業務の実施に限ります。）

**１**　施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等 を含む)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果 に基づく必要な措置に関すること

**２**　作業環境の点検(環境測定を含む)及び作業方法の点検 並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること

**３**　健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること

**４**　安全衛生教育に関すること

**５**　異常な事態における応急措置に関すること

**６**　災害の原因の調査及び再発防止に関すること

**７**　安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること

**８**　関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等 に関すること

|  |  |
| --- | --- |
| 安全衛生推進者( 衛 生 推 進 者)氏 　　　　　　名 |  |